

基準器検査申請書の記入方法

記入例

様式第1(第6条関係)

基準器検査申請書

東京都計量検定所長 殿

年 月 日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
(種類) (型式又は能力) (器物番号)

質量基準器 板状：500mg～10mg 洋銀 №5
1級基準分銅 円筒形：1kg～1g 真鍮/クロームメッキ

- 2 基準器検査を受ける計量器の数量

1組 (16個)

- 3 1個あたりの手数料及び手数料の合計

3,200 × 14 = 44,800
7,900 × 2 = 15,800 合計 60,600円

- 4 基準器を用いる計量器の検査

法第19条第2項及び法第25条第1項の規定による計量士が行う検査

- 5 基準器検査を受けようとする場所

東京都計量検定所

- 6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所(居所) 東京都江東区新砂三丁目3番4-1号
氏名(名称) 株式会社新砂衡材 代表取締役 新砂 計太

- 7 代理人

住所(居所)
氏名(名称)

- 8 その他

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 基準器を用いる計量器の検査の項には、第2条第1項に定める計量器の検査を記載すること。
- 代理人の項には、代理人により基準器検査を受けるときのみ記載すること。
- その他の項には、基準ガスメーターの基準器検査については希望する検査流量を、基準器検査成績書に器差を記載する箇所について希望があるときは、その希望する箇所を記載すること。

申請書の各項目に対応する記入例

- 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
1枚の申請用紙で1つの種類に限定させていただきますのでご了承ください。
例 (種類) (型式又は能力) (器物番号)
質量基準器 板状：500mg～10mg 洋銀 №5
1級基準分銅 円筒形：1kg～1g 真鍮/クロームメッキ
- 基準器検査を受ける計量器の数量
1で記入した種類の数(検査を受ける総数)を記載してください。
例 1組 (16個)
- 1個あたりの手数料及び手数料の合計
手数料一覧表を参考に「単価×数量=金額」と合計金額を記載してください。
例 3,200 × 14 = 44,800
7,900 × 2 = 15,800 合計 60,600円
- 基準器を用いる計量器の検査
基準器検査規則第2条第1項に定める計量器の検査の項から選択して記載してください。
例 法第19条第2項及び法第25条第1項の規定による計量士が行う検査
- 基準器検査を受けようとする場所
原則として持込検査で実施しています。
例 持込検査 東京都計量検定所
出張検査 検査を行う場所(住所及び事業所名)
- 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者
4で記入した検査に対応する申請者の住所及び氏名(名称)並びに代表者名を例1を参考に記載してください。(代表者とは製造修理等の届出を行ったものを指します。)
(適正計量管理事業所の計量士が個人で申請する場合は、例2のとおり)
例1 住所(居所) 東京都江東区新砂三丁目3番4-1号
氏名(名称) 株式会社新砂衡材 代表取締役 新砂 計太
例2 住所(居所) 東京都江東区新砂三丁目3番4-1号
氏名(名称) 株式会社新砂衡材 計量士 新砂 計太
- 代理人
代理人により申請を行う場合のみ記載してください。(別途委任状が必要になります。)
- その他
基準器検査申請書の備考4に該当する事項がある場合に記載してください。